



平成 28 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ リ ッ ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 田 健 太 郎
(コード番号：3917 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 兼 英 一 樹
管理グループ長
(TEL. 03-6441-2325)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 16 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 28 年 10 月 25 日開催予定の第 8 回定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上を図るとともに、意思決定の迅速性を高めることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 10 月 25 日開催予定の第 8 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 10 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 25 日 (予定)

以 上

【別紙】定款の変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第28条 <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除等)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第29条 当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会)</u> <u>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第37条～第39条 (条文省略)	第33条～第35条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第41条～第44条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1 当社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除できる。</u> <u>2 当社は、第8回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会終結前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u>